

電力小売自由化にあたり電源構成の表示義務化を求めます

消費者の選択のための電源表示を求める運動 賛同 47 団体

2013年に電力システム改革の方針が決定されて以降、段階的に改革が進められています。2014年の通常国会では第二段階となる法改正が行われ、いよいよ2016年春から一般家庭への電力供給が自由化される見通しとなりました。

私たちは、電力市場の自由化を通して、消費者の選択する権利（料金体系、サービス、発電源、小売事業者など）が保障され、公正で透明な競争市場を通じて、より消費者の求める電力供給が行われるようになることを期待しています。

消費者が電力の購入先を選べるための条件として、以下の点を要望します。

<要 望>

消費者が電力会社やサービスメニューなどに関わる情報を容易に得られ、比較検討し、選択できるようにするために、適切な情報公開を行うこと。

特に、電源構成（その電力メニューがどのような電源によって発電されたものか）について、表示のルールを定め、情報公開を義務付けること。

<理 由>

どのような方法で発電された電気を販売しているのかという情報は、消費者が電力の購入先を選ぶにあたって重要なファクターと考えています。この点について、事業者によって表示の内容や条件が異なることがないよう、表示のルール化を行うこと、また、事業者間の比較ができるよう、全ての電力小売事業者に表示を義務付けることが必要です。

以上

消費者の選択のための電源表示を求める運動 賛同 47 団体(2015年9月29日現在)(順不同)

特定非営利活動法人コンシューマネット・ジャパン
全国消費者協会連合会
全国地域婦人団体連絡協議会
公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・
日本消費生活専門相談員協議会

主婦連合会
公益社団法人全国消費生活相談員協会
一般財団法人日本消費者協会
相談員協会
一般社団法人 全国消費者団体連絡会

岩手県消費者団体連絡協議会
東京消費者団体連絡センター
消費者団体千葉県連絡会
愛知県消費者団体連絡会
全大阪借地借家人組合連合会
消費者行政の充実強化をすすめる懇談会みやぎ

埼玉県消費者団体連絡会
神奈川県消費者団体連絡会
山梨県消費者団体連絡協議会
全大阪消費者団体連絡会
北九州市消費者団体連絡会
新日本婦人の会山梨県本部

日本生活協同組合連合会
パルシステム生活協同組合連合会
埼玉県生活協同組合連合会
神奈川県生活協同組合連合会
奈良県生活協同組合連合会
みやぎ生活協同組合
生活協同組合パルシステム東京
生活協同組合ユーコープ
福井県民生活協同組合
生活協同組合コープこうべ
鳥取県生活協同組合
エフコープ生活協同組合

生活クラブ事業連合生活協同組合連合会
宮城県生活協同組合連合会
東京都生活協同組合連合会
大阪府生活協同組合連合会
コープネット事業連合
生活協同組合コープあいづ
生活協同組合パルシステム千葉
生活協同組合コープいしかわ
大阪いずみ市民生活協同組合
岡山県消費者団体連絡会
生活協同組合ララコープ

市民電力連絡会
特定非営利活動法人サークルおてんとさん

特定非営利活動法人北海道グリーンファンド

消費者基本法 より（平成 16 年）

（目的）

第一条 この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もつて国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

（基本理念）

第二条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者政策」という。）の推進は、国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

平成 20 年版国民生活白書「はじめに」より

「相互依存の中で成り立つ社会において、人々が受け身で生活するか、主体で生活するかによって今後の我が国の社会、そして世界の将来像は大きく変わりうる。欧米において「消費者市民社会（Consumer Citizenship）」という考えが生まれている。これは、個人が、消費者・生活者としての役割において、社会問題、多様性、世界情勢、将来世代の状況などを考慮することによって、社会の発展と改善に積極的に参加する社会を意味している。つまり、そこで期待される消費者・生活者像は、自分自身の個人的ニーズと幸福を求めるとしても、消費や社会生活、政策形成過程などを通じて地球、世界、国、地域、そして家族の幸せを実現すべく、社会の主役として活躍する人々である。そこには豊かな消費生活を送る「消費者」だけでなく、ゆとりのある生活を送る市民としての「生活者」の立場も重要になっている。そうした人たちのことは「消費者市民」と呼べよう。一人一人がそれぞれの幸せを追求し、その生活を充実したゆとりのあるものにできる社会、そうした社会を目指すためには残念ながら受け身の生活では実現しない。」

消費者教育推進法 第 2 条より（平成 24 年）

「この法律において「消費者市民社会」とは、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。」

消費者教育の推進に関する基本的な方針 「はじめに」より（平成 25 年）

「特に、持続可能な社会を形成する上では、環境、資源エネルギー等に与える消費行動の影響を自覚する消費者が大きな役割を果たす。多くの消費者問題、社会問題への対応やその問題解決において、行政や事業者のみならず、消費者自身もその担い手として関与することが望まれる領域や過程もある。

こうした社会的役割を認識し、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会、すなわち消費者市民社会を目指して、行動する消費者が求められている。このため、消費者市民社会の形成に参画することの重要性について、理解及び関心を深めるための教育を推進しなければならない。

電力システム改革専門委員会報告書 より (平成 25 年)

I なぜ今、電力システム改革が求められるのか

3. 電力システム改革を貫く考え方

・・・これまで料金規制と地域独占によって実現しようとしてきた「安定的な電力供給」を、国民に開かれた電力システムの下で、事業者や需要家の「選択」や「競争」を通じた創意工夫によって実現する方策が電力システム改革である。

II 小売全面自由化とそのために必要な制度改革

3. 自由化に対応した需要家保護策等の整備

・・・真に「電力選択の自由」を実現するためには、消費者が自らの意思で、適切な情報に基づいて選択できる環境が必要である。

『需要家が選択できる電力市場を実現しよう!』緊急アピール より

平成 27 年 12 月 22 日「自然エネルギーで豊かな日本をつくろう!アクション」

◎消費者が再生可能エネルギーを選択できる制度を作ろう!

◎消費者は、電力自由化を再生可能エネルギーを選べるチャンスとして生かそう!

◎FIT は、再生可能エネルギーを大幅に増やす制度として発展させよう!

1. 電力小売事業者に電源構成の開示を義務づけるべきです

2. 電源構成の表示は、統一されたわかりやすい形で行うべきです

3. 表示に際して、「ゼロエミッション」や「地産地消」などの概念を整理すべきです

4. 太陽光発電 100%表示を認めるべきです

5. 再生可能エネルギー電源の最大化をめざす制度設計を求めます

「自然エネルギーで豊かな日本を創ろう、アクション!」は、市民・消費者の立場から自然エネルギーの普及を目指すネットワークとして生協、消費者団体を中心に、2014年12月に発足しました。 <http://shizen-ene.blog.jp/>



〒102-0085 東京都千代田区 六番町15 プラザエフ6F
TEL.03-5216-6024 FAX.03-5216-6036
URL : <http://www.shodanren.gr.jp>

※一般社団法人 全国消費者団体連絡会について

1956年に結成した国内で唯一の全国的な消費者団体の連絡組織です。2013年からは一般社団法人として定款を整備し、「消費者の権利の実現とくらしの向上、消費者団体活動の活性化と消費者運動の発展に寄与することを目的」として活動しています。(2015年11月現在全国48団体が加入)。